	主な論点		現状と課題※1	具体的取組 ※2
1	土砂災害警戒区域優先指 定箇所の選定及び効率的 な基礎調査の実施		(1) 県内の土砂災害危険箇所数は 14,348 箇所、このうち H29 年 3 月末時点における基礎調査実施済みが 8,623 箇所 (60.1%)、土 砂災害警戒区域の指定は 5,041 箇所 (35.1%) と 指定率が低い 状況	(1) 平成 31 年度までに全箇所の基礎調査の実施及び調査結果の公表を完了 【県】 ・ 予算を別枠で優先的に確保し従来の約 2 倍のペースで調査を進め、国が目標とする平成 31 年度までに全箇所の基礎調査の実施及び調査結果の公表を完了させる《継続・強化》 (2) (3) 要配慮者利用施設が立地する箇所における基礎調査及び土砂災害警戒区域の指定を
			(2) 土砂災害危険箇所に立地する要配慮者施設は 369 施設(H28 調査時点)、このうち H29 年 3 月末時点で 293 施設(79.4%)の基礎調査を終え、186 施設(50.4%)が指定済	優先実施 【県】
			(3) 早期指定完了に向けて計画的かつ効率的に基礎調査を進める 必要があるが、特にも台風第 10 号の教訓等を踏まえ、 要配慮者 利用施設対策に重点的に取り組む必要	
			(4) 土砂災害危険箇所に立地する要配慮者利用施設について、既存データが5年以上経過しているため、 現況施設数等を再確認 する必要	(5) 警戒避難体制の整備促進 【県・市町村】 ・ 各市町村における警戒避難体制の整備状況(地域防災計画への反映や土砂災害ハザードマップの作成状 況等)について、年1回、進捗管理を行い、各種会議等の場で公表し情報共有を図るとともに、未整備の 市町村に対して早期の整備を強力に要請していく 《新規》
			(5) 市町村において、 指定後の警戒避難体制の整備が遅れている 状況	
2	要配慮者利用施設等に対 する土砂災害関連情報の 効果的な周知		(1) 県では、様々な 防災情報 (※)を公表・提供しているが、必ず しも 住民の迅速かつ自主的な避難行動に結びついていない 状況 (※土砂災害警戒区域等の公表、土砂災害警戒情報及び土砂災害危険度参考 情報の提供等)	(1) (2) (3)
			(2) 住民側が防災情報を正しく判断し有効に活用できるよう、「行政側の知らせる努力と住民側の知る努力」すなわち「防災知識の普及・啓発」に、より一層取り組む必要	② 要配慮者利用施設等に対する更なる防災知識の普及・啓発 【国・県】 ・ 施設管理者が災害のリスクを適切に把握するとともに避難の判断とするための防災情報の入手や避難計画の作成等について理解を深めていただくことを目的に、国及び県保健福祉部局等と連携し平成 29 年 3 月までに「水害・土砂災害への備えに関する要配慮者利用施設の管理者向け説明会」を開催する《新規》 ⇒H29.3説明会開催済み
			(3) 特にも、緊急時に自力で避難することが困難な 要配慮者利用 施設への対策 が喫緊の課題	 ③ 土砂災害危険箇所に立地する要配慮者利用施設への注意喚起 【県】 ・毎年6月の土砂災害防止月間に合わせて実施している土砂災害危険箇所点検パトロールについて、要配慮者利用施設が立地する箇所を優先点検箇所として位置付け、施設管理者との合同点検を実施するとともに、点検結果や県等が公表している防災情報の活用方法等について個別に説明する(平成29年度~)《継続・強化(一部新規)》 ・土砂災害危険箇所に立地する要配慮者利用施設に対して、毎年1回、土砂災害への注意喚起を促すリー
				エルストルストルストルストルルルにストリンで、ローコロ、エルストールの任息失起をレデッフレットを送付する 《継続》 ⇒ H29.5 郵送済み

- **1 「現状と課題」の(1)~(5)は、「具体的取組」の(1)~(5)にそれぞれ対応。
- ※2 具体的取組:【 】内は想定される実施主体。 《新規》は分科会での検討を踏まえた新たな取組。 《継続・強化》は分科会での検討を踏まえ強化する取組。
- ※3 降雨量に応じた土砂災害発生の危険度を地図上 5km メッシュ単位(市町村は 1km 単位で閲覧可能)で 5 段階に色分けして表示。土砂災害発生の危険性の高いエリアや切迫性を把握できるため警戒避難の際の参考となるもの。